

財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会  
問題別研究部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、寄附行為第28条の規程による問題別研究部会(以下「研究部会」という。)の組織運営その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 本会に次の各号に掲げる研究部会を設置し、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査研究し、討議するものとする。

(1) 自立支援対策問題研究会

生活相談支援等在宅福祉活動に関する調査研究  
障害者福祉、高齢者福祉などに関する調査研究  
支援を必要とする女性に関する調査研究

(2) 児童対策問題研究会

児童福祉及び児童虐待防止に関する調査研究

(3) 広報研修対策問題部会

民生委員児童委員制度の広報広聴に関する調査研究。  
民生委員児童委員研究会のあり方と推進に関する調査権研究

(委員の委嘱等)

第3条 各研究部会の委員数は13名以内とする。

2 研究部会の委員は、本会の会員である民生委員児童委員及び主任児童委員の中から会長が委嘱する。この場合において、前項第2号の委員のうち6名は主任児童委員とする。

3 各研究部会に研究部会長(以下「部会長」という。)を1名置く。部会長は、会務を総理する。

4 部会長は、理事の中から会長が指名する。

5 部会長の指名により、副部会長を1名置く。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

( 会議 )

第 5 条 部会長は、部会を招集し、議長となる。

2 部会は、必要に応じて、委員以外の本会の会員、学識経験者又は関係行政機関関係者に対し出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

( 経費 )

第 6 条 研究部会の運営に要する経費は、原則として本会が負担する。ただし、研修会等の参加にかかる交通費については、委員の属する民生委員児童委員協議会が負担するものとする。

附則

( 施行期日 )

この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

平成 17 年 1 月 25 日 一部改正

( 旧規程の廃止 )

2 この規程による改正前の財団法人千葉県民生委員児童委員協議会問題別研究部会運営規程(平成 8 年 1 月 1 日施行)は、廃止する。

( 男女共同参画推進研究部会のあり方等について )

3 全国民生委員児童委員連合会の「ブロック別推薦評議会制度」に準ずる制度との整合性を配慮しながら、改選前ごとに検討するものとする。